

【6月19日更新】新型コロナウイルス関連情報（第52報）：DCのフェーズ2への移行

本日、バウザーDC市長は、6月22日にフェーズ2に移行することを発表するとともに、フェーズ2に関する市長令を発令しました。主な内容は次のとおりです。

<一般>

- ・6月22日午前0時1分からフェーズ2に移行。ただし、フェーズ2の基準を満たさなくなった場合、途中でより厳しい措置を命じる可能性がある。
- ・社会的距離の確保、マスク着用は引続き継続。
- ・50人超の集会は禁止。
- ・本令に故意に違反した個人または団体は、罰金、営業の一時停止、または免許の取り消しを含む制裁措置や罰則を含む民事及び行政上の罰則の対象となる。違反の通報は「311」に連絡すること。

<非基幹的な小売店>

最大収容人数の50%を上限とし、社会的距離確保のため会計時の列に立ち位置を示す等の安全措置を講じることを条件に、店内営業を再開可。

<非基幹的で小売店でない事業>

可能な限りテレワークを継続。

<パーソナル・サービス>

日焼けサロン、タトゥー、ワックス、スレッディング、電気分解療法、凍結療法、フェイシャル、ネイルサロンは、理髪店やヘアサロンと同じ条件（予約制、各ステーションの6フィート間隔の確保、店内での待機は禁止）で営業を再開可。

<レストラン、居酒屋>

最大収容人数の50%を上限として、安全対策を講じることを条件に、屋内営業を再開可。客は着席したまま注文し、接客サービスは着席時のみ提供。全てのテーブルは少なくとも6フィート間隔とし、一つのテーブルに6人まで着席可。オンラインまたは電話による予約システムの利用、客の連絡先の保管を奨励。

<フィットネス、レクリエーション>

- ・ジム、ヘルスクラブ、ヨガ、ダンス、ワークアウトスタジオは、1,000平方フィートあたり5人まで、厳しい安全対策を講じることを条件に利用可。
- ・プレイグラウンド、コート、運動場は、再開可。低・中程度の接触があるスポーツのカジュアルプレイは許可するが、フィールドの使用許可証は発行しない。
- ・レクリエーションセンター、ボーリング場、クライミングジム、スカッシュ・ラケットクラブ、スケートリンク、スケートボードパーク等の施設は、一部屋あたり50人以下、または最大収容人数の50%のいずれか少ない方を上限に利用可。
- ・7月15日以降、屋外の公共水泳プールは、レッスンやラップスイミングなど体系的な水泳活動のために再開可。

<礼拝所>

バーチャルサービスの継続を奨励。屋内は100人以下または最大収容人数の50%のいずれか少ない方を上限に利用可。合唱、他者の体への接触、物の共有を伴う活動を控えるよう奨励。

<キャンプ、教育機会>

- ・キャンプは、10人以下、社会的距離の確保ほか安全対策を講じることを条件に再開可。
- ・保育所、博物館、国立動物園、講堂は、一定の条件の下で再開可。
- ・図書館は、最大収容人数の50%を上限に、屋内利用の再開可。
- ・カレッジ、大学は、DC教育当局と協議の上に策定し計画局が承認した再開計画に基づき再開可。

・劇場，映画館，娯楽施設は，芸術，娯楽，または文化的イベントを開催するための免除を申請可。

<営業停止・閉鎖の継続>

バー，サウナ，ナイトクラブ，高接触スポーツ，ホテルにおけるプール，チームスポーツ等（一部例外あり）。

◎フェーズ2の詳細（市長令，分野別詳細ガイダンス）

<https://coronavirus.dc.gov/phasetwo>

（注）本日発表された市長令を踏まえ，6月17日配信の第50報に記載したフェーズ2の内容に，一部追加・補足しています。

（注）できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが，ご自身に関係する事項については，米側当局が提供する情報に依拠してください。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W.，Washington D.C.，20008，U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html